

様式第 1 号（第 2 条関係）

再生可能エネルギー発電事業届出書（新規・変更）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

行方市長 殿

届出者 住 所 (〒311-3892) 行方市麻生1561-9
(ふりがな)
氏 名 株式会社 〇〇
代表取締役社長 行方 太郎 ㊞
(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

行方市内において、再生可能エネルギー発電事業を実施するので、次のとおり届出ます。

設備情報 : 第 1 表による

設備使用燃料一覧 : 第 2 表による (バイオマス発電の場合)

周辺地域への影響軽減措置 : 第 3 表による

第1表

申請設備情報

再生可能エネルギー発電設備の概要			備考
土地情報	地番	行方市麻生字〇〇111-1	
	事業地面積	25,000㎡	
	従前地目	農地	
	権利状況	購入 借地	
設備情報	発電設備の区分 (注1)	B：太陽光発電設備（10kW以上）	
	発電出力(注2)	1,000kW	
	設備名称	なめがた発電所	
	運転開始年月日（又は予定日）	平成25年4月1日	
	太陽光パネルの種類及び変換効率（注3）	A：単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池	
設置者	発電事業者名	届出者と同じ	
	代表者名	〃	
	住所(〒)	〃	
添付書類	①位置図 1/50,000以上	別紙のとおり	
	②配置図 1/1,000以上	別紙のとおり	

第2表

申請設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）

使用燃料	燃料種類	備考
		(06：家畜糞尿等)

第3表

周辺地域への影響軽減措置

軽減措置 (注5)	発生の恐れのある影響		備考
	排水	<ul style="list-style-type: none"> ・造成後，地表は土のまま利用することとし，浸透性を持たせ，敷地外への流水を防ぐ。 ・敷地内に排水路を設置。 	
	防火	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に防火水槽を設置。 ・枯草等は定期的に処分する。 	
	保安（侵入等）	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界にフェンスを設置し，部外者の侵入を防ぐ。 	
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音を発生する設備については，防音壁で囲み影響を軽減。 	
	電界・磁界	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界へフェンスを設置するため，影響があるほどの近接へは部外者は立ち入りできない。 	

(注1) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。

A：太陽光発電設備（10kW以下）、B：太陽光発電設備（10kW以上）、C：風力発電設備（20kW未満）、D：風力発電設備（20kW以上）、E：水力発電設備（200kW未満）、I：水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、J：水力発電設備（1000kW以上3000kW未満）、K：地熱発電設備（15000kW未満）、L：地熱発電設備（15000kW以上）、M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼）、O：バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼）、Q：バイオマス発電設備（建設資材廃棄物燃焼）、R：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に設備認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

(注2) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力が10kW未満となる場合は、様式第2により申請すること。

(注3) 太陽光発電についてのみ記載すること。なお、太陽光パネルの種類は次の記号にて記載すること。
A：単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池、B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池

また、変換効率（日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を元に算定された効率）も記載すること。

(注4) 燃料番号の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、次の番号にて記載すること。複数ある場合には複数記載すること。

[バイオマス燃料]

01：間伐材又は主伐材

02：建設資材廃棄物

03：01及び02以外の木材（製材端材や輸入木材等）

04：パーム椰子殻、もみ殻等の農作物残さ

05：一般廃棄物又は産業廃棄物（02及び06から12までに掲げるものを除く。）

06：家畜糞尿等

07：下水汚泥

08：食品廃棄物

09：RDF

10：RPF

11：黒液

12：その他廃棄物由来のバイオマス燃料

13：その他のバイオマス燃料

[バイオマス燃料以外の燃料（助燃剤として用いるものを含む。以下同じ。）]

14：石油

15：石油ガス

16：可燃性天然ガス

17：石炭

18：上記14から17までに掲げるものから製造される製品又は燃料

19：上記14から18までに掲げるもので廃棄物となったもの

20：その他のバイオマス燃料以外の燃料

(注5) 措置内容について、具体的に記載すること。